

堺情審第24-3-7号
(答申第117号)
令和8年3月4日

堺市長 永藤 英機 様

堺市情報公開審査会
会長 豊永 泰雄

諮問に対する答申

令和7年2月18日付け健福総第2037号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する一部公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会（次期障害者計画策定支援業務）（令和3年度～令和4年度） <ul style="list-style-type: none">・ 事前協議に係る文書・ 選定委員の就任（依頼）に係る決裁文書・ 第1回選定委員会開催（出席依頼）に係る決裁文書・ 第1回選定委員会の審議結果に係る決裁文書（議事録、会議資料含む）・ 第1回選定委員会の会議録及び審査基準の決定に係る決裁文書・ 第2回選定委員会開催（出席依頼）に係る決裁文書・ 第2回選定委員会の審議結果に係る決裁文書（議事録、会議資料含む）・ 第2回選定委員会の会議録及び優先交渉権者の決定に係る決裁文書・ 第1回及び第2回支出負担行為何兼支出命令書に係る決裁文書
実施機関 (処分庁)	堺市長（健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課）
諮問実施機関 (審査庁)	堺市長（健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課）

答 申

第1 審査会の結論

令和7年2月18日付けで諮問のあった「一部公開の内容を変更する理由提示の不備」について、堺市長（以下「実施機関」という。）が改めて行った堺市公文書一部公開決定の理由提示は妥当であるが、同堺市公文書一部公開決定で非公開とした内容のうち、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会（次期障害者計画策定支援業務）における第2回会議（議事録）のプレゼンテーション意見交換の一部を公開すべきである。

第2 審査請求の経過

1 審査請求人は、令和5年10月17日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「堺市社会福祉審議会委員であるAにかかり、障害施策推進課が保有する一切の公文書」の公開請求をした。

2 実施機関は、同年10月27日、審査請求人と請求対象に次の公文書を含むものとすることを確認した。

「堺市プロポーザル方式による委託事務事業者選定委員会（次期障害者計画策定支援業務）に関する文書」

（留意事項）

- ・ Aについての記載があるものを対象とする。
- ・ 本件公文書公開請求書については、各文書のみならず、関連する決裁自体も請求対象とする。
- ・ 堺市役所内の所定の手続きにかかる公文書も対象とする。
- ・ 当委員会開催にかかるものについては、該当委員会へのAの出欠に関わらず、対象とする。
- ・ 市HP等で公開済みのものも対象とする。

3 実施機関は、同年11月15日、次のとおり一部公開決定（以下「当初処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（1）公文書の名称

堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会（次期障害者計画策定支援業務）（令和3年度～令和4年度）

- ・ 事前協議に係る文書
- ・ 選定委員の就任（依頼）に係る決裁文書

- ・選定委員の発令に係る決裁文書
- ・第1回選定委員会開催（出席依頼）に係る決裁文書
- ・第1回選定委員会の審議結果に係る決裁文書（議事録、会議資料含む）
- ・第1回選定委員会の会議録及び審査基準の決定に係る決裁文書
- ・第2回選定委員会開催（出席依頼）に係る決裁文書
- ・第2回選定委員会の審議結果に係る決裁文書（議事録、会議資料含む）
- ・第2回選定委員会の会議録及び優先交渉権者の決定に係る決裁文書
- ・第1回及び第2回支出負担行為兼支出命令書に係る決裁文書

(2) 公開しない部分

- ①個人を識別できる情報（氏名、印影、役職、所属、所属住所、性別、年齢、口座情報、職歴など）。ただし、堺市社会福祉審議会委員であるAの氏名、印影、役職、所属、所属住所は除く。
- ②応募事業者の提案書（国、府、堺市の状況について記載されている部分を除く）
- ③議事録（会議録）のプレゼンテーション質疑応答及び意見交換の部分
- ④次期障害者計画策定支援業務事業者選定採点表に記載の点数、順位、順位点
- ⑤第2回選定委員会の会議録及び優先交渉権者の決定についての起案文書
伺い文に記載の優先交渉権者以外の事業者名及び仮事業者名
- ⑥プロポーザル審査結果通知書に記載の優先交渉権者以外の事業者の順位及び順位点

(3) 公開しない理由（根拠規定）

- ①は条例7条1号
- ②③⑤⑥は条例7条2号及び6号オ
- ④は条例7条6号オ

4 実施機関は、令和6年1月12日、次の内容について当初処分を変更して一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(1) 公開しない部分

- ①個人を識別できる情報（氏名、印影、役職、性別、生年月日、年齢、住所、口座情報、職歴、学歴、資格など）。ただし、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会（次期障害者計画策定支援業務）委員の氏名、印影、役職は除く。
- ②議事録（会議録）のプレゼンテーション意見交換の一部
- ③次期障害者計画策定支援業務事業者選定採点表に記載の評価点、項目点、一部の得点
- ④応募事業者の提案書（見積書）の人件費の積算

(2) 公開しない理由（根拠規定）

①は条例7条1号

④は条例7条2号

②③は条例7条6号オ

- 5 審査請求人は、同年1月27日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

第4 審査請求人の主張要旨

一部公開の内容を変更する理由の提示が不十分であり、不適法であるため。

- ①一旦、令和5年11月15日付け当初処分を行った後にもかかわらず、当初処分を変更する本件処分を行うことができる根拠法令の提示がない。

本件処分のような当初申請から3か月後の変更決定が、根拠法令の提示なく行政庁によって濫用されるならば、行政庁に迅速な開示義務を定める、条例第12条（公開決定等の期限）の原則15日以内や条例第13条（公開決定等の期限の特例）に定める期限が、実質的な意味をなさなくなってしまう。

- ②当初処分も、これを変更する本件処分も同じ根拠法令（条例）にもとづいて公開・非公開の判断を行っているところ、どのような理由により変更したのか、例えば以下のような理由の提示がない。

<理由例>

- ・当初条例の解釈を変更した
- ・当初条例の解釈は変更していないが黒塗り作業において本来公開すべき部分まで黒塗りしていた等

なお、処分担当者からは、本件処分にかかるメールも届いているが、本来、処文書自体に記載すべき事項であると考ええる。

第5 実施機関の主張要旨

当初処分の通知後、審査請求人は、当初処分で決定した公開しない部分

- ②応募事業者の提案書

- ⑤優先交渉権者以外の事業者名及び仮事業者名

について、他市指針では類似事例が公開となっていると、実施機関（担当課）にメールで伝えた。実施機関は、当初処分で決定した公開しない部分②⑤を含め、当初処分の決定内容について再検討を行い、公開しない部分を変更することとし、令和6年1月12日、当初処分と同じく条例11条1項の規定により

本件処分を行った。

本件処分において当初処分から変更した点及び理由は次のとおりである。

- (1) 当初処分において、氏名、印影、役職、所属、所属住所について、Aを除いて条例7条1号により公開しないと決定した。しかし再検討したところ、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会（次期障害者計画策定支援業務）は堺市附属機関の設置等に関する条例2条別表に掲げる附属機関であること、委員は特別職の公務員であることから公開すべき情報であると判断したため、条例7条1号ただし書ウにより委員全ての氏名、印影、役職、所属、所属住所を公開することとし、本件処分を決定した。
- (2) 当初処分において、応募事業者の提案書（国、府、堺市の状況について記載されている部分を除く）を条例7条2号及び同条6号オにより公開しないと決定した。しかし、当初処分後、審査請求人から他市指針では類似事例が公開となっている旨の情報があり、公開しない部分について再検討したところ、提案書の内容は、後述する見積書を除き、条例7条2号に規定する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるまでの詳細な内容にはあたらず、また、同条6号オに規定する公開することにより当該事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものではないと判断し、公開することとした。見積書の人件費の積算は、法人が事業活動を行う上での人事、賃金体系の内部管理に属する事項に関する情報であり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例7条2号の規定により、本件処分においても公開しない決定を行った。なお、提案書中、7条1号に該当する部分は公開しない。
- (3) 当初処分において、議事録（会議録）のプレゼンテーション質疑応答及び意見交換の部分を条例7条2号及び同条6号オにより公開しないと決定した。しかし、質疑応答の内容は前述（2）の提案書により公開される内容であり、条例7条2号に規定する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる詳細な内容にはあたらず、また、同条6号オに規定する公開することにより当該事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものにあたらないと判断し、本件処分において公開すると決定した。また、意見交換の内容は、条例7条2号で規定する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる詳細な内容にはあたらないが、同条6号オに規定する公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる内容であると判断し、意見交換の一部を公開しないことを本件処分において決定した。なお、議事録（会議録）中、事業所の担当者名と推測される氏名については条例7条1号により公開しない。
- (4) 当初処分において、次期障害者計画策定支援業務事業者選定採点表（以下

「採点表」という。)に記載の点数、順位、順位点を条例7条6号オにより公開しない部分と決定した。しかし再検討したところ、次期障害者計画策定支援業務では契約業者以外の順位及び順位点は仮業者名で公表していたが、総合評価一般競争入札では全ての業者名、入札金額、価格評価点、技術評価点、総合評価点を公表していることから、採点表に記載の、順位、順位点、合計及び得点(項目点の計となっている得点)を公開することと判断し、各項目の評価点、項目点(評価点×評価ウェイトで算出)、得点の一部(合算がなく項目点と同点の得点)を条例7条6号オにより公開しない本件処分を決定した。

- (5) 当初処分において、「第2回選定委員会の会議録及び優先交渉権者の決定について」の起案文書伺い文に記載の優先交渉権者以外の事業者名及び仮事業者名を、条例7条2号及び同条6号オにより公開しないと決定した。当初処分後、審査請求人から他市指針では類似事例が公開となっている旨の情報があり、公開しない部分について再検討したところ、(4)で前述のとおり総合評価一般競争入札では全ての業者名、入札金額、価格評価点、技術評価点、総合評価点を公表しているため、条例7条2号及び同条6号オに該当しないものと判断し、全ての事業者名及び仮事業者名を公開することとする本件処分を決定した。なお、当初処分において仮事業者名を公開しないこととしたのは、順位と併記している事業者名の直後に仮事業者名を記載しているため、事業者名の黒塗りの範囲から事業者名及びその順位が推測されるためである。
- (6) 当初処分において、プロポーザル審査決定通知書に記載の優先交渉権者以外の事業者の順位及び順位点を、条例7条2号及び同条6号オにより公開しないと決定した。しかし、(4)(5)で前述のとおり、総合評価一般競争入札では全ての業者名、入札金額、価格評価点、技術評価点、総合評価点を公表していることから、条例7条2号及び同条6号オに該当しないものと判断し、全ての事業者名を公開することとする本件処分を決定した。

また、本件処分に係る通知書については、単に非公開の根拠規定を示すだけでなく、審査請求人において、条例7条各号所定の非公開事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度に理由提示を行っており、条例11条3項が求める理由の提示は十分に行っているといえる。

以上の理由から、当初処分の内容を変更し、公開すべきと判断した情報を公開することとした本件処分は、処分庁として妥当な決定であると考えられる。

第6 審査会の判断理由

1 本件審査請求の争点について

審査請求人は一部公開の内容を変更する理由の提示が不十分であり、不適法であると主張する。一方、実施機関は本件処分に係る堺市公文書一部公開決定通知書については、単に非公開の根拠規定を示すだけでなく、審査請求人において、条例7条各号所定の非公開事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度に理由提示を行っており、条例11条3項が求める理由の提示は十分に行っていると主張する。

よって、本件審査請求の争点は、本件処分における理由提示の妥当性であり、当審査会では、その争点について検討する。

また、当審査会では、本件対象公文書を見分し、実施機関が本件処分において非公開とした部分の妥当性についても検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分における理由提示の妥当性について

条例11条3項により実施機関が全部又は一部非公開の決定をする場合に書面により提示しなければならないものは、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠である。

本件処分においては、非公開とされた部分ごとに、該当する条例7条所定の非公開事由及びその具体的な該当理由が示されており、審査請求人において当該判断の内容を了知し得る程度の理由提示がなされていると認められる。

また、実施機関は、当初処分において非公開とされた部分のうち、非公開とすることが相当でない（非公開情報に該当しない）と判断した部分については、当初処分を変更し、非公開情報に該当しないと判断した部分を公開することができる。その場合、実施機関は、変更処分につき、理由の提示として変更の理由を示すべきかが問題となるが、本件処分の場合、当初処分を踏まえれば、本件処分においては、当初処分において公開されなかった部分の一部につき非公開情報に該当しないので処分を変更し公開したこと、すなわち、変更の理由は明瞭に了知でき、あえて変更の理由を明示すべき事情もない。

以上のとおりであり、本件処分における理由提示は適法である。

(2) 条例7条1号該当性について

実施機関が条例7条1号に該当するとしたのは個人の氏名、印影、役職、性別、生年月日、年齢、住所、口座情報、職歴、学歴、資格などである。

なお、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会（次期障害者計画策定支援業務）委員の「氏名、印影、役職」（以下「公開済情報」という。）は本件処分では公開されているため、検討対象から除外する。公開済情報を除いた残りの情報は、特定の個人を識別できる情報であり、条例7

条1号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開が妥当である。

(3) 条例7条2号該当性について

実施機関が条例7条2号に該当するとしたのは応募事業者の提案書(見積書)の人件費である。応募事業者の提案書に記載の人件費は応募事業者の販売上の情報や内部関連に属する事項等に類する情報に該当し、これを公開すれば、応募事業者の事業活動等が損なわれることが考えられる。よって、当該情報は、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、非公開が妥当である。

(4) 条例7条6号オの該当性について

実施機関が条例7条6号オに該当するとしたのは「議事録(会議録)のプレゼンテーション意見交換の一部、次期障害者計画策定支援業務事業者選定採点表に記載の評価点、項目点、一部の得点」である。

議事録(会議録)のプレゼンテーション意見交換の一部は、今後の事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると実施機関は主張する。しかし、本件対象公文書において、既に公開されている部分と非公開にされている部分を比較したところ、これらに明確な差異は認められなかった。よって、客観的かつ具体的な支障が生じるおそれは認められなかったため、非公開とする理由はなく、公開すべきである。

他方、次期障害者計画策定支援業務事業者選定採点表に記載の評価点、項目点、一部の得点は、各委員がそれぞれ付した点数であり、それらを全て公開すると、委員への外部圧力や干渉が加えられる懸念が払拭できず、今後の同種事業者選定事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが高いと考えられるため、非公開が妥当である。

3 以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 2月18日	諮問書の受理
令和7年 3月28日	審 議
令和7年 8月20日	審 議
令和7年 9月26日	審 議
令和7年10月21日	審 議
令和7年11月17日	審 議
令和7年12月15日	審 議
令和8年 1月21日	審 議
令和8年 2月18日	審 議
令和8年 3月 4日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏名	所属等	備考
豊永泰雄	弁護士	会長
阪井千鶴子	弁護士	会長職務代理者
荒木修	関西大学法学部教授	(R7.7.1~)
権南希	関西大学政策創造部教授	(R7.7.1~)
結城圭一	弁護士	(R7.7.1~)
石橋章市朗	関西大学法学部教授	(~R7.6.30)
坂本団	弁護士	(~R7.6.30)
高木佐知子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	(~R7.6.30)